

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要

令和 6 年 10 月  
農林水産省

I 政令案の概要

1 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）の一部改正

- (1) 農用地区域の変更（除外）に係る農業振興地域整備計画の変更については、市町村が都道府県知事に協議を行うこととなっており、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、農林水産大臣は、当該協議に係る土地が政令で定める規模以上であるものについて、毎年、都道府県に対し、当該協議資料の写しの提出を求めることを新たに規定したところ、当該政令で定める規模を 5ha と定める。
- (2) 農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、農用地区域内における開発行為に係る許可を都道府県知事から当該市町村の長に委譲する仕組みが存在するところ、改正法において、国・都道府県面積目標の対象を農用地区域内の農用地と明示的に規定することとしたことに伴い、指定市町村の指定に係る基準として市町村が定める農用地の面積の目標の対象についても、農用地区域内の農用地と明示的に規定する。

2 農地法施行令（平成 27 年政令第 445 号）の一部改正

- (1) 改正法において、農地又は採草放牧地の権利移動の要件に関して、農地等の全てを効率的に利用して事業を行うと認められるかどうかを判断する際の要素として、農作業に従事する者の配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況の 2 点を権利移転等の許可要件の例示として追加したところである。これに伴い、底地移転の場合について規定する農地法施行令第 2 条においても、要件の例示として同様の 2 点を追加する。
- (2) 農地法においても、1（2）と同様に、指定市町村にあっては農地転用

に係る許可が都道府県知事から当該市町村の長に委譲する仕組みが存在するところ、指定市町村の指定に係る基準として市町村が定める農用地の面積の目標の対象についても、明示的に農用地区域内の農用地と規定する。

### 3 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「基盤法施行令」という。）の一部改正

- 農地中間管理機構経由で底地移転をする場合の要件について規定する基盤法施行令第 3 条第 3 号においても、2（1）と同様に、要件の例示として法令の遵守状況等を追加する。

## II 省令案の概要

### 1 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）の一部改正

#### ○ 農用地区域の変更に係る書面

農用地区域の変更に係る農業振興地域整備計画の変更に関する協議があった場合において、当該農用地区域の変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合に、同意をするかどうかを判断するため、都道府県知事が市町村に対して提出を求める書面の記載事項として、以下の事項を規定する。

- ① 農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること、農用地区域内にある遊休農地の利用の増進その他の市町村が講じようとする影響緩和措置の内容
- ② 当該市町村における農振法第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち農用地区域の変更に係る状況及び将来の見通し並びに農業生産の基盤の整備及び開発並びに農用地の保全の状況
- ③ これらのほか、都道府県知事が同意をするかどうかの判断に必要な事項

### 2 農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号）の一部改正

#### （1）権利移動の許可申請時の添付書類の追加

認定経営発展法人から農地の権利を取得しようとする場合の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の許可申請書の添付書類として、当該権利移動が認定発展計画において認定を受けているものであることを確認するため、認定発展計画の写しを添付書類として規定する。

#### （2）権利移動の許可申請書の記載事項の追加等

農地法第 3 条の許可申請書の記載事項として、以下を追加する。

- ① 農作業に従事する者の配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の

遵守の状況

- ② 権利取得者（所有権を取得しようとする個人の申請者であつて、中長期在留者に限る。）の在留期間及び当該期間の満了の日
- ③ 農地所有適格法人の構成員の拒否権付株式についての議決権

### （3）農地所有適格法人の年次報告における報告事項の追加

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人から農業委員会への報告事項として、以下を追加する。

- ① 認定経営発展法人にあつては、提携事業者に該当する株主氏名又は名称及びその有する議決権
- ② 農地所有適格法人の構成員の拒否権付株式についての議決権

### （4）遊休農地又は所有者不明農地に係る裁定申請書の記載事項の追加等

遊休農地又は所有者不明農地に係る裁定の申請手続きにおいて、農地中間管理機構の事業規程に適合すると認められる農地であることの確認ができるようその旨及び理由を申請書の記載事項に追加するとともに、当該裁定申請について、同基準に適合すると認められる農地から順次行うことを明確化する。

### （5）原状回復等の措置に係る命令書の記載事項の追加

原状回復等の措置に係る命令書の記載事項として、命令に係る期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等が公表することがある旨を追加する。

## 3 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年省令第34号）の一部改正 農業経営発展計画制度に関して以下を規定する。

### （1）農業経営発展計画の申請の添付書類

農業経営発展計画の認定申請書に添付すべき書類として、定款の写し、株主名簿の写し、認定農業者としての実績に係る期間を記した書類、地域計画の写し、提携事業者の株主名簿等を規定する。

### （2）認定農業者としての実績に係る期間

申請適格として求める認定農業者としての実績に係る期間を5年以上とする。

### （3）農業経営発展計画の記載事項

農業経営発展計画記載事項として、計画の期間、農地の権利取得・転用の詳細等を規定。

#### (4) 提携事業者（出資者）の要件

農業経営発展計画の下で議決権要件の特例を適用できる提携事業者の要件として、以下を規定する。

- ① 農畜産物を原材料とする製造加工の事業を営む者、農畜産物若しくは農畜産物を原材料として製造加工されたものの流通販売の事業を営む者、農畜産物、農畜産物加工品等を材料として調理されたものを提供する事業を営む者のいずれかに該当する者（製造・加工・流通・販売・提供されるものが飲食の用に供されるものに限る。以下「食品事業者」という。）
- ② 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号。以下「投資円滑化法」という。）第 5 条に規定する承認組合であって、以下のいずれかの者が主導的な役割を果たすもの。
  - (ア) 地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社
  - (イ) 信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社
  - (ウ) 食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（その子会社（食品事業者に限る。）の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社に限る。）

#### (5) 農業経営発展計画の認定基準

農業経営発展計画の認定基準として、目標達成に資する取組が継続的に講じられると見込まれること及び（4）①（食品事業者）に該当する提携事業者にあつては申請者との物資又は役務の取引を行った相当程度の実績があることを規定する。

#### (6) 農業経営発展計画認定時及び認定取消し時の都道府県知事等への通知の方法

農業経営発展計画を農林水産大臣が認定した時又は認定の取消しをした際の農林水産大臣から都道府県知事等への通知の方法は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。

#### (7) 農業経営発展計画の軽微な変更

農業経営発展計画の軽微な変更該当する変更として、認定経営発展法人の名称、認定経営発展法人が権利を有している農用地に関する情報、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）等公共性が高い農地の権利移転等を規定する。

#### (8) 実施状況の報告の添付資料及び報告事項

農地所有適格法人から大臣への毎年の計画の実施状況の報告について、毎事業

年度の終了後3カ月以内に提出しなければならないこととし、添付すべき書類として、定款の写し、株主名簿の写し、地域計画の写し、提携事業者の株主名簿の写し等を、報告事項として目標の達成状況、提携事業者から受けている出資の状況等を規定する。

#### 4 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号）の一部改正

- 投資円滑化法の承認会社及び承認組合による農業法人への出資に係る議決権上限（50%を上限）を撤廃する。

その他所要の改正（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）や都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）の一部改正等）を行う。

### Ⅲ 告示案の概要

農業経営発展計画の大臣認定に係る認定基準のうち、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準として以下を規定する。

- (1) 農業経営発展計画の内容が農業生産の増大、雇用の増大、遊休農地の農業上の利用の増進等からみて、地域の農業の健全な発展に寄与するものであること
- (2) 農業経営発展計画の記載事項のうち、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が農地法第2条第3項第1号に規定する農業（営農型太陽光発電を除く。）に直接関連するものであること
- (3) 農業経営発展計画の記載事項のうち、当該計画認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地に関する事項が、以下の基準に適合すること。
  - ① 所有権又は使用及び収益を目的とする権利の取得が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置（基盤法第16条の2第2項第4号に掲げる措置）として行われる場合にあつては、その農業経営発展計画の達成に資するものであること
  - ② ①以外の場合にあつては、その農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること
- (4) 農業経営発展計画の記載事項のうち、計画の期間は10年以内であること

### Ⅳ 施行期日

I～Ⅲの政令、省令、告示の施行期日は改正法の施行の日（令和7年4月1日）とする。